

民事弁護修習の現状と展望

民事弁護教官室

第1 カリキュラムの現状と問題点

1 前期及び後期修習の目的

司法修習は前期4か月、実務修習16か月及び後期4か月から構成され、司法研修所はこのうちの前期及び後期の各修習を担当している。現在の司法修習制度の特色は実務修習にあり、研修所における修習はこれを補完するものとして位置づけられる。具体的には、前期は実務修習を有効に行うための基礎的知識・技能の修得を、後期は実務修習の調整と仕上げを行うことが目的となる。

民事弁護では、他科目と同様に、あらかじめ書類の作成・提出を課してこれに関する講評を教室で行う起案科目と、教官の講義を中心にする講義科目があり、これらの科目を通じて上述の目的を達成するためのカリキュラムを実施している。

2 カリキュラム編成作業

現在、研修所におけるカリキュラム内容の決定は、各教官室に任されており、各教官室が独自に決定している。その上で、カリキュラム日程や総科目数等の各科目間調整のために、各教官室より選出された委員及び事務局から構成されるカリキュラム委員会において日程を決定している（カリキュラム委員会での調整はカリキュラムの内容には一切触れず、内容の決定は各教官室に委ねられている。）。

民事弁護教官室では、毎年2月には前期カリキュラム内容決定のための合議が開始され、以後前期終了まで、講義等と並行して合議が行われる。2月には、新任教官は内定の段階に過ぎないが、合議には参加している。後期については、9月ころから合議が開始され、後期終了まで講義と並行

して行われる。

現在、民事弁護教官室は、教官12名、所付3名、合計15名の構成であるが、教官3名と所付1名からなる小委員会を各科目ごとに構成して、内容を検討している。

3 訴訟活動と訴訟外活動

近年、民事弁護実務において訴訟外活動の占める割合が増大しており、これを受けて、現在の司法修習が訴訟活動に偏っており、訴訟外活動に関する教育を充実すべきであるとの批判がなされることが少なくない。

問題は、限られた時間をどのように有効に使うかであり、前期では、意識的に訴訟活動を中心に行っている。これは、第1に、訴訟外活動であっても訴訟活動に関する知識や技能を前提にするものが多く、前期修習において訴訟活動に関する基礎的知識や技能を修得することは、実務修習を効果的に行うためにも有効であると考えられるからである。第2は、訴訟外活動については、効果的な教育のための教材が不十分であり、また、指導方法も十分に確立されていないことが挙げられる。

後期では、意識的に訴訟外活動をテーマとした講義が行われ、また、訴訟外活動をテーマとしたセミナーも行われている。さらに、従来の訴状・準備書面といった伝統的な起案に加えて、「白表紙」（実際の事件記録に基づいて作成された記録）を題材に当該記録の枠に捉われずにどのような事件処理が妥当であるかを問い、自らの選択した事件処理方針や法律構成にしたがって訴状を起案させたり、問題点を発見・検討させたりするといった試みも行っている。こうした科目は、実務で対面する問題について方針選択の際の考慮要因を探求させるという試みではあるが、指導方法については更に研究が必要である。

4 前期・後期一貫カリキュラム

現在、民事弁護科目のカリキュラムは各年度の教官室が作成している。実際に教える者がカリキュラムを作成するということは、一面では当然のことであるが、同時に次のような問題を含む。

すなわち、司法研修所におけるカリキュラムの編成は前期は前年度後期の、後期は当該年度前期のカリキュラム委員会において行われている。そのため、この方式では、ある期の前期のカリキュラム作成の教官室の構成と後期カリキュラムを作成する教官室の構成が異なり、前期・後期を通じた一貫したカリキュラムの作成が困難となる。現在でも、民事弁護教官室は前期と後期の位置づけや連続性を考慮してはいるものの、十分とは言い難い。さらに、教官は実際の講義やその準備に多くの時間をとられ、カリキュラム全体を抜本的に見直すといった作業を行う時間的余裕がない。そのため、各年度の教官室がカリキュラム改善のための努力を続けているが、残念ながら抜本的な検討には至っていない。上述した訴訟外活動に関するカリキュラムの充実、あるいは、今後予想される民事裁判科目との共通科目の運営等の観点からすると、前期・後期一貫カリキュラムを策定できるような体制を整えることが望ましい。

第2 前期修習のカリキュラム

前期におけるカリキュラムは、実務修習における内容の理解が可能な程度に民事弁護の基礎的事項を修得させることを目的としている。したがって、その内容は基本的な事案を取り上げて起案ないし講義することを基本としている。司法研修所においては、起案に白表紙を使用することが多いが、前記のような目的から民事弁護科目においては、前期は独自に作成した架空の事案をプリント印刷して使用することが多い。

第51期前期では、講義6回合計7単位、起案5回合計14単位（自宅起案2回、即日起案3回）、起案講評6.5単位、問題研究1回1.5単位（即日1回）、問題研究講評1単位が行われ、このほかに民事裁判との共通科目として模擬裁判3単位、同講評1単位があり、また、民事訴訟法セミナーが実施された。問題研究は、実質的には起案の一種である。なお、和光市に移ってからは、100分を1単位とし、午前1単位、午後2単位の時間割編成となっている。

カリキュラムの具体的内容は次のとおりである。

(1) 講義

ア 講義 1・2 (訴状・答弁書) 合計 2 単位

民事弁護第 1 回目の講義として、民事弁護修習全般のガイダンスと共に、具体的事例を材料として、訴状及び答弁書の作成の概要を講義した。

イ 講義 3 (立証活動) 1.5 単位

起案 4 で使用した白表紙を題材に、当該記録における争点及びその立証のための証拠について検討させ、さらに、同記録中の証人尋問調査を映像化したビデオを用いて講義を行った。この講義は、従来 1 単位で書証の収集及びその提出を中心に講義していたが、ビジュアル教育充実の観点からビデオを作成し、準備書面起案と同一の記録を題材とすることにより、立証対象の確定、証拠の収集及び証拠の提出、並びに証人尋問における書証の使用方法について準備書面との関連において講義した。

ウ 講義 4 (民事執行) 1.5 単位

民事執行の概要を講義するとともに、起案 1 及び 2 の事案を取り上げ、具体的ケース 2 例による解説を行った。従来「民事執行事例集」の中の問題を取り上げていたが、既に起案で使用した事案を取り上げることで、修習生に具体的事案と執行手続との結びつきを理解させる目的である。

エ 講義 5 (民事保全) 1 単位

民事保全手続について、具体的事例を材料として、民事保全の典型的な類型について、被保全権利、保全の必要性、申立方法、審理など民事保全の概略を講義した。

オ 講義 6 (民事実務・弁護士制度・弁護士倫理) 1 単位

訴訟外活動を含む民事実務の概要、新民事訴訟法の改正点及び弁護士倫理について講義した。

(2) 起案

ア 起案1 (訴状) 半日即日起案・講評1単位

貸金請求事件の訴状を起案させた。

イ 起案2 (訴状) 自宅・講評2単位

土地所有権の登記を他人名義にしておいたところ、無断で土地を売却(転売)された土地所有者から、登記名義人・買受人に対する所有権移転登記抹消登記手続請求並びに買受人に対する建物収去土地明渡請求の訴状を起案させた。

講評では、不動産登記制度、印鑑登録制度についても講義した。

ウ 起案3 (答弁書) 即日・講評1単位

建物請負契約において請負人の工事に瑕疵がある事案を取り上げ、被告代理人として答弁書を起案させた。認否並びに抗弁の選択及びその法律構成が検討課題である。

エ 起案4 (準備書面) 自宅・講評1単位

白表紙を使用して被告最終準備書面を起案させた。保証債務の存否及び根抵当権設定契約の成否が争われている事案で、代理権授与の存否が問題となる事例である。

オ 起案5 (仮差押命令申立書) 即日・講評1.5単位

依頼者が取引先から受領した約束手形が不渡りになった事例で、債権保全のための仮差押命令申立書を起案させた。

カ 問題研究 (和解条項) 半日即日・講評1単位

講義1・2の事案を題材に建物明渡の和解条項を起案させた。4～5名を一グループとし、グループ毎に合議の上で一通の起案を提出させ、また、講評は半数ずつ2回に分けて行った。

(3) 民事共通科目

ア 模擬裁判 傍聴3単位・講評1単位

従来、民事裁判教官、元弁護士付及び司法研修所職員が実演する模擬裁判を傍聴させていたが、第50期前期より民事裁判科目の教材である「別冊記録」を題材としたビデオを放映し、その後に講評を行った。

事案はいわゆる保証否認の事例である。

(4) セミナー

前期のセミナーには、民事訴訟法非選択者を主な対象とする民事訴訟法セミナーと一般のセミナーがある。前者は必修科目であり、民事裁判教官室と分担して民事弁護は2単位を担当した（民事裁判は3単位）。民事弁護担当部分は、民事訴訟法の理論的概説よりも実務で問題となる具体的事例を取り上げて、新民事訴訟法も視野に入れた講義を行った。後者は、各教官室が担当し主として外部講師によって行われるが、民事弁護担当のもののテーマは、「市民の中の弁護士」「弁護技術と弁護士倫理」「企業法務と予防法学」「渉外実務」「尋問技術」「交渉技術」であった。

第3 後期修習のカリキュラム

後期修習は、2年間の司法修習の総仕上げであるとともに、数か月後には実務家となるための教育を施すことを目的としている。そのため、実務的に有用な知識の修得と実務家としての思考力を養うようなカリキュラムの編成を心がけている。

第49期後期は、講義5回合計5単位、起案3回（自宅2回、即日1回）、起案講評6単位、記録研究（即日1回）、記録研究講評2単位が行われ、このほかに民事裁判との共通科目として交互尋問があり、またセミナーが実施された。記録研究は、実質的には起案の一種である。

カリキュラムの具体的内容は次のとおりである。

(1) 講義

ア 講義1（相談処理）1単位

具体的事例を材料にして、弁護士の立場から遺言書作成に関して依頼者に対する問題点の指摘と助言につき検討させ、併せて、遺言書の条項、公正証書遺言作成手続、遺言執行者の職務、遺留分減殺請求等遺言及び相続に関する基本的事項を講義した。

イ 講義2 (契約・交渉) 1単位

居宅の建築を目的とした借地権譲受の設例を使い、交渉を行う当事者への弁護士としてのアドバイス及び契約書作成のポイントを検討させた。

ウ 講義3 (倒産処理) 1単位

破産を中心に、倒産事件の概要を講義した。倒産手続の選択、破産宣告から第1回債権者集会までの管財人の活動を解説したビデオ(倒産事件処理に経験豊富な教官が中心となって作成した、民事弁護教官室による自主作成)を使用し、各教官がこれにコメントを加える方式で講義を行った。

エ 講義4 (執行) 1単位

具体的事例を与え、執行を受けた者の不服申立の方法について検討させた。

オ 講義5 (民事弁護と倫理) 1単位

講義1で使用した事案を題材として、民事弁護実務において留意すべき倫理上の問題点を検討させた。

(2) 起案

ア 起案1 (準備書面) 自宅・講評2単位

白表紙記録を用いて根抵当権設定登記抹消登記手続請求・債務不存確認事件の最終準備書面を起案させた。代理権の授与及び無効行為の追認の成否が問題となる事案である。

イ 起案2 (仮処分命令申立書) 即日・講評2単位

所有者に無断で土地所有権移転登記がなされ、抵当権が設定され、また、土地上にプレハブが建築され土地所有名義人による保存登記がなされている事案について、土地所有者から依頼を受けた弁護士として適切な民事保全を選択し、保全命令申立書を起案するものである。

ウ 起案3 (総合分析) 自宅・講評2単位

白表紙を使用して、訴訟を提起する際の当事者の選択及び法律構成

について起案させた。建物請負代金未払いのまま注文者名義の保存登記を行ったところ、第三者に土地・建物を転売されてしまった事案で、建物所有権の帰属、民法94条2項の類推適用における第三者の悪意、詐害行為の成否等が問題となる。

エ 記録研究 即日・講評2単位

白表紙記録を使い、原告代理人として最終準備書面を起案させた。ここで用いた記録は前年度の2回試験の使用記録であり、修習生に2回試験のイメージを与えることにもなっている。

(3) 民事共通科目

ア 交互尋問 実施5単位・講評1単位

実際の事件記録を材料とし、修習生に裁判官、当事者双方代理人、証人、本人の配役を割当て、証人尋問・本人尋問を実施させ、これに関する修習生間の討議並びに外部講師（弁護士及び書記官）、民事裁判及び民事弁護教官の講評を行った。原告が、信用金庫を被告として、自己が全く関知せずになされたとして根抵当権設定登記の抹消を求めた事案である。

(4) セミナー

主として外部講師によって行われ、民事弁護担当のもののテーマは、「会社再建」「知的所有権」「渉外実務」「企業法務と弁護士」「民事弁護と税務」「弁護士業務と独禁法」「医療過誤事件」「仲裁」である。

第4 民事弁護と要件事実

1 基礎的知識としての要件事実論

民事訴訟の対象は、原則として実体的権利・義務の存否であり、実体法は一定の要件の存在に一定の法的効果を付与するという構造を採っていることから、権利・義務の存否の争いは、権利の得喪を定める法規の構成要件に該当する事実の存否を巡る争いに還元されることになる。

他方、民事訴訟では事実の存否不明という事態が生じるが、この場合で

あっても裁判を回避できない以上は、これを存在するとするか不存在とするか、いずれかに決めた上で裁判することになる。これが証明責任の問題である。そこで、実際の民事訴訟は証明責任を踏まえた構成要件該当事実（要件事実）の存否を巡って争われることになり、要件事実は、当事者の訴訟活動（主張・立証）、裁判所の訴訟運営の基準となる。

以上に述べた意味において、要件事実論は民事訴訟を行う上での基礎的知識であり、弁護士にとっても不可欠なものである。

2 民事弁護修習における要件事実教育

以上に述べた民事訴訟における要件事実論の意味を前提にすれば、民事弁護修習においても、要件事実論に関する基本的知識に触れることは必要不可欠である。実際の講義や起案講評においても、最初に要件事実に関する知識を確認・説明した上で、次のテーマ（法律構成の選択、間接事実の検討、立証課題の選択等）に進むのが普通である。

民事弁護修習において、修習生の要件事実論についての知識不足から、事実上、要件事実教育の占める割合が大きくなっていることは否定できない。しかし、最近の民事弁護教室は、要件事実論を基礎的知識として捉え、民事弁護修習のテーマはこれを前提とした紛争解決のための知識・技能の修得としているので、これを唯一のテーマとしているということではない。要件事実論は、極言すれば実体法に関する知識の問題であり、本来、司法研修所に入所する段階では身に付けていなければならないものである。その意味では、司法試験においてその知識を試すこと、更には、大学教育において指導しておくことが必要であろう。

第5 民事弁護修習の将来

1 カリキュラムの改革

前期・後期を一貫したカリキュラムの策定が必要であることは前述したとおりである。また、司法修習の目的が法律実務家としてのコアとなる部分の修得を図るものであるとするならば、少なくとも司法研修所における

カリキュラムにはこれが反映されなければならない。例えば、民事訴訟を紛争解決手続として全体的に捉え、これに関与する裁判官及び弁護士役割を検討し民事訴訟の遂行・運営のための技能を大きな枠組みの中で修得することを旨としたカリキュラムが必要である。具体的には、民事科目について言えば、民事裁判教官と民事弁護教官が共同で同一の題材を講義する共通科目が有力な方法となる。現在でも、前期の模擬裁判、後期の交互尋問は民事裁判・民事弁護の共通科目として実施され相当の効果をあげているが、今後は、共通科目の更なる充実が期待される。

ところで、前期・後期一貫カリキュラムであれ共通科目であれ、その検討にはかなりの時間と労力が要求される。前述のとおり民事弁護教官は講義・講評とその準備のために多くの時間を費やしており、カリキュラムの抜本的な改革のために更に多くの時間を割くことは困難である。勿論、カリキュラムの編成に、実際に講義を行う教官の声を無視できないことは当然であるが、カリキュラムの改革のための諮問委員会等の設置などにより、司法研修所における修習カリキュラムの大枠を再検討することが必要であろう。

2 新民事訴訟法に関する教育

周知のとおり、平成10年1月1日より新民事訴訟法が施行される。これに伴って民事弁護教室においては、民事弁護教材の必要部分を改訂した。教材の改訂に当たっては、今後の実務の運用に委ねられる部分も多いため、必要最小限度の改訂となった。現在修習中の修習生は、新民事訴訟法下で実務に就くことになるので、講義及び起案講評では、折に触れて新民事訴訟法のもとでの訴訟活動についても検討している。

3 司法修習生の増員と司法研修所での修習

司法試験合格者は、(近い将来)1,000名程度に増員されることが確定し、修習期間の短縮も決定した。司法試験合格者の増員は、直ちに司法修習生の増員を意味するが、これは司法研修所の修習に限っても、現在の修習制度に大きな影響を与えることになろう。

現在、1クラス約60名、12クラスの編成であるが、現在のクラス方式を維持するとしたら、増員に対する対応策は、1クラスの人数の増加かクラス数の増加ということになる。クラス人数の増員は、講義方式に大きく影響するものと思われる。従来の司法研修所における修習は、起案の添削・講評という方式を中心に行われてきた。その教育効果は大きいものの、教官の負担もまた大きい。増員が現実的なものとなれば、起案に代わる有効な教育方法の開発が必要となる。司法研修所における教育内容の抜本的改革案も俎上に上っているが、いずれにせよ、今後、訴訟外活動に関する教育・民事共通科目の充実、ビデオ等の視聴覚教材の活用を考えていく必要がありそうである。